

和歌山県肺がん検診精密検査協力医療機関登録要領

1 目 的

この要領では、市町村が実施する肺がん検診で要精密検査とされた者が、和歌山県肺がん検診実施要領 7 に定める精密検査を適切に受診できるよう、一定の要件を満たす医療機関の名簿を作成し、肺がん検診の精度向上を図るため、必要な事項を定める。

2 登録の要件

肺がんの精密検査を実施し、肺がんに関する確定診断を行う医療機関として以下①～⑤の要件を満たすとともに、必要に応じ対象者を他医療機関に紹介した場合でも、紹介先医療機関において確定された診断の内容等を把握できることを要件とする。

- ① 高分解能CT検査が実施できること。
- ② 気管支鏡による組織・細胞診検査が実施できること。
(実施可能な他の医療・検査機関への委託により実施する場合を含む)
- ③ 精密検査は専門の医師により実施できること。
なお、専門の医師は、放射線科医、呼吸器内科医または呼吸器外科医であること。
- ④ 精密検査結果を速やかに一次検診機関または市町村に報告できること。
- ⑤ 肺がん検診精密検査協力医療機関として、以下の内容について情報提供されることに同意できること。

〔情報提供項目〕

- (1) 医療機関名
- (2) 所在地
- (3) 電話番号
- (4) 呼吸器関連学会※が認定する専門医等の在籍の有無

※呼吸器関連学会とは、日本肺癌学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本胸部外科学会、日本医学放射線学会を指す。

3 新規登録手続

- (1) 名簿への登録を希望する医療機関は、様式 1 により和歌山県福祉保健部福祉保健政策局健康推進課（以下「健康推進課」とする。）に申請する。
- (2) 県は、申請書類を速やかに精査した上で、和歌山県生活習慣病検診管理指導協議会肺がん部会において登録の可否について審査を行い、県が登録を決定する。
- (3) 県は、登録が決定した医療機関を名簿に追加し、市町村及び関係機関に配付するとともに、ホームページ上に掲載する。

4 登録の更新

- (1) 登録の更新は、原則として 3 年毎に行うものとし、更新を希望する医療機関は

健康推進課が指定する期日までに様式 1 により申請する。

(2) 県は、登録の更新の可否について申請書類を速やかに審査した上で、決定する。

5 登録内容の変更及び登録の取消

(1) 登録された医療機関は、登録内容に変更が生じた場合は様式 2 により、登録の辞退を希望する場合は様式 3 により、それぞれ健康推進課に届け出る。

(2) 登録された医療機関が要件を満たさないことが判明した場合、県は登録の取消または是正指導を行うことがある。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。